

○ 農林水産委員会

・ 内閣提出法律案（八件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	備考
46	45	44	36	12	11※	
家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	獣医療法案	獣医師法の一部を改正する法律案	農業改良資金助成法の一部を改正する法律案	森林組合合併助成法の一部を改正する法律案	松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案	
タ	タ	衆	参	タ	衆	
三、三	三、三	三、三	二、二	二、一〇	四、一〇	
(予)三	(予)三	(予)三	三、一	(予)一〇	(予)二、一〇	
可決五、二三	可決五、二三	可決五、二三	可決四、二六	可決三、二七	可決四、三、二七	委員会付託
可決五、二三	可決五、二三	可決五、二三	可決四、二七	可決三、二七	可決四、三、二七	委員会議決
三、三	三、三	三、三	(予)	二、一〇	二、一〇	本会議譲決
可決四、一五	可決四、一五	可決四、一五	可決五、二〇	可決三、二六	可決四、三、二六	委員会付託
可決四、一六	可決四、一六	可決四、一六	可決五、二二	可決三、二六	可決四、三、二六	委員会議決
						本会議譲決

本院院議員提出法律案（一件）

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法
第一一号）

要旨

本法律案は、松くい虫が運ぶ線虫類により松林に異常な被害が依然として発生している状況にかんがみ、特に保護すべき松林及びその松林と一緒に被害対策を進めるべき松林を明確にするとともに、補完的な駆除措置の導入及び樹種転換の促進を図り、松くい虫の被害対策を引き続き緊急かつ総合的に推進しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、松くい虫被害対策特別措置法を平成九年三月三十一日まで五年間延長することとする。

二、防除を必要性の高い地域において重点的に実施するため、農林水産大臣又は都道府県知事が積極的に被害対策を推進する松林の範囲を限定するとともに、特別防除、すなわち航空機による薬剤防除を直接実施することのできる松林群の範囲を限定することとする。

また、その一環として、都道府県知事及び市町村が定める実施計画において、対象松林の区域を明確化することとする。

三、現行の被害木の伐倒等の駆除命令と併せて、被圧等による枯死木についても伐倒及び薬剤による防除を行う補完伐倒駆除の

命令をすることとするほか、樹種転換を一層促進するため、都道府県知事が森林組合等に対し必要な助言等を行うことができるることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、松くい虫被害対策法改正案は、法の有効期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。また、森林組合併助成法改正案は、合併及び事業経営計画の提出期限を五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査いたしましたが、その質疑の主なものは、松くい虫被害の発生状況、薬剤の中散布についての見解、樹種転換による防除の推進、森林組合の合併推進のあり方、森林組合の現状と課題等であります。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。

続いて、採決の結果、両法律案はいずれも賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

要旨

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続き促進して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、「合併及び事業経営計画」の都道府県知事への提出期限を五年間延長して、平成九年三月三十日までとすることとする。

二、「合併及び事業経営計画」の計画事項として森林施業の共同化等を内容とする森林施業の合理化に関する計画を追加するとともに、「合併後の組合の事業経営に関する計画」が地域森林計画及び市町村森林整備計画と調和したものであることを認定要件に追加することとする。

三、「合併及び事業経営計画」の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例

措置を設けることとする。

委員長報告
前ページ参照

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

要旨

本法律案は、近年の農業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、次代を担う農業者の育成確保、農業経営の規模の一層の拡大、農産物の高付加価値化等を図る観点から農業改良資金制度について所要の見直しを行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、意欲ある青年農業者等の育成確保を図るため、現行の農業後継者育成資金を再編拡充して青年農業者等育成確保資金を創設し、本資金においては、農業外からの新規参入青年も含め幅広い層に対応し得るよう貸付対象者の範囲を広げるとともに、農業の技術・経営方法の実地の習得その他近代的な農業経営の基礎の形成に必要な資金とすることとする。

二、農業経営の規模の拡大を一層推進するため、経営規模拡大資

金について、農用地の利用権の取得による農業経営の規模の拡大に伴い必要な資金を新たに貸し付けることとする。

三、農産物の高付加価値化及び地域の特徴を生かした農業の展開に資するため、生産方式改善資金について、合理的な生産方式の導入と併せ行う加工方式の導入のための資金を新たに貸し付けることとする。

四、農業改良資金の保証制度について、借受者の利便を図るために、従来の保証人による保証のほか、物的担保の提供によることもできることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農業の担い手の育成確保等に資するため、青年農業者等育成確保資金を創設するとともに、生産方式改善資金及び経営規模拡大資金を拡充する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業における担い手不足の現状とその育成確保対策、農外新規参入者の就農促進対策、中山間地域農業の振興と転作作物の定着化のための生産方式改善資金の活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知

願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目にわたる附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

獣医師法の一部を改正する法律案（閣法第四四号）

要旨

本法律案は、最近における飼育動物に関する保健衛生及び畜産業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に資するため、獣医師の任務の明確化、獣医師でなければその診療を業務としてはならない飼育動物の追加、獣医師が自ら診察しないで投与又は処方をすることができるない医薬品の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、獣医師の活動範囲が拡大し、その果たすべき役割が多様化してきましたことを踏まえ、獣医師の任務を明確化することとする。
二、獣医師の臨床技術の向上を図るため、診療を業務とする獣医師は、免許取得後も、獣医系大学の附属施設である診療施設又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行う

よう努めるものとすることとする。

三、畜産物生産の多様化及び疾病に対する的確な防除の必要性の増大に対応するため、獣医師の診療対象飼育動物を追加することとする。

四、安全な畜産物の生産を図るため、獣医師が自ら診察しないで投与又は処方することができない医薬品として、農林水産省令で定める医薬品を追加することとする。

五、複雑・多様化する疾病に対応するため、獣医師は、診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならないこととする。

六、外国の獣医学校の卒業生等の獣医師国家試験の受験に適切に対処するため、獣医師国家試験予備試験制度を設けることとする。

七、獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会を置くこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、獣医師法の一部を改正する法律案は、動物に関する保健

衛生の向上及び畜産業の発達等に資するため、獣医師の任務を明確化する等の措置を講じようとするものであります。

次に、獣医療法案は、適切な獣医療の確保を図るため、診療施設の開設及び管理に関し、必要な事項を定める等の措置を講じようとするものであります。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案は、家畜改良繁殖の一層の促進を図るため、家畜体外受精卵移植に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、我が国の畜産業の将来展望、産業動物獣医師不足の現状と対策、動物用医薬品の適正使用、家畜体外受精卵移植技術の開発等について質疑が行われました。その詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑終局の後、まず、獣医師法の一部を改正する法律案について、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。

次に、獣医療法案について、日本共産党を代表して林委員より修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案について採決の

結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

獣医療法案（閣法第四五号）

要旨

本法律案は、獣医療をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、適切な獣医療の確保を図るため、診療施設の開設及び管理に関し必要な事項を定めるほか、獣医療を提供する体制の整備を図るために、都道府県はこれに即して都道府県計画を定めることができることとし、当該都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者がその診療施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫からの長期低利の資金の貸付けを受けることができることとする。

三、獣医師又は診療施設の業務に関する広告については、何人も獣医師又は診療施設の専門科名、獣医師の学位又は称号を除き、その技能、療法又は経歴に関する事項を広告してはならないものとする。また、この場合でも、獣医事審議会の意見を聴いて農林水産省令で定めた事項については、これを広告することができることとする。

一、診療施設を開設した者は、開設の日から十日以内に都道府県知事に届出を行うこととする。また、診療施設の構造設備は、その手術室やエックス線診療室について、農林水産省令で定める基準に適合したものでなければならぬこととするとともに、開設者は、自ら獣医師で診療施設を管理する場合のほかは、獣医師にその管理をさせなければならないこととする。さらに、往診診療者等についても、以上の事項を一部適用することとする。

二、農林水産大臣は獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針を獣医事審議会の意見を聴いて定めるとともに、都道府県はこれに即して都道府県計画を定めることができることとし、当該都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者がその診療施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた場合には、農林漁業金融公庫からの長期低利の資金の貸付けを受けることができることとする。

委員長報告
前ページ参照

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）

委員長報告

一一二一ページ参照

要旨

本法律案は、最近における畜産及びこれを取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、家畜体外受精卵移植に関する規制について定めるとともに、都道府県の家畜改良増殖計画に雌の家畜の利用等に関する事項を追加すること等により、家畜の改良増殖を促進し、もって畜産の振興を図ろうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、家畜体外受精卵移植の健全な発展と円滑な普及を図る観点から、家畜卵巢の採取の用に供する家畜の雌は、伝染性疾患及び遺伝性疾病を有しないことについての獣医師の診断書の交付を受けたものでなければならないこと、家畜卵巢の採取、家畜未受精卵の採取・処理、家畜体外授精、家畜体外受精卵の処理・移植等を行う者の資格を定めること等家畜体外受精卵移植に関する規定を整備することとする。

二、優良な雌畜を家畜改良増殖に有効に活用していくため、都道府県の家畜改良増殖計画に、従来の優良な雄畜の利用等に関する事項に加え、家畜受精卵移植の用に供する優良な雌畜の利用等に関する事項を追加することとする。

農業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）

要旨

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発達を図るために、その行うことができる事業の内容を充実し、理事会の設置等執行体制の強化等を図るとともに、農事組合法人の活性化を図る等所要の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、受託農業経営を連合会が行うことができることとする。また、組合が老人の福祉に関する事業を行うことができる旨を法律上明らかにすることとする。さらに、特定の農協について員外貸付制限を緩和することとする。

二、理事会及び代表理事を法律上設置することとともに、正組合員以外の理事の枠を拡大することとする。また、監事の業務・会計監査機能の拡充等を図ることとする。

三、農協組織の各段階等において活用し得る事業譲渡等の規定を整備することとする。

四、農事組合法人の設立のために必要な発起人の数の要件を緩和する等の改善を行うこととする。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案は、農協等の事業内容の充実、執行体制の強化、農事組合法人の活性化等の措置を講じようとするものであります。

また、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案は、合併経営計画の提出期限の延長、合併経営計画が樹立できる範囲の拡充、合併を推進する法人の指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農協等の現状と課題、事業内容を拡充する意義、執行体制を整備する必要性、組織整備の将来方向、今後の農協合併のあり方等について質疑が行われました。その詳細は、会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より両法律案に対しいずれも反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、両法律案は、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定致しました。

なお、両法律案に対し、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）

要旨

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、当該計画を樹立することができる農業協同組合の範囲の拡大、合併を推進する法人の指定等所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、合併経営計画の都道府県知事への提出期限を二年間延長して、平成七年三月三十一日までとすることとする。
- 二、合併経営計画をたて、都道府県知事の認定を求めることができる合併の範囲を拡充し、特定の専門農協の合併を追加することとする。
- 三、合併経営計画に定めることができる事項として、固定した債

権に関する方策を追加するとともに、都道府県知事及び農林水産大臣は、当該方策に従い実施する措置につき助成を行う法人を指定することができる」とする。

四、合併経営計画の提出期限の延長に伴い、都道府県知事の認定を受けた農協の合併について、税法上の特例措置を設けることとする。

委員長報告
前ページ参照